

○南相馬市道の駅条例

平成19年3月26日

条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、道路を利用する者へ休憩の場及び観光・交流情報を提供し交流人口の拡大を図り、地域の活性化と産業振興に資するため、道の駅を設置する。

(名称、位置及び施設)

第2条 道の駅の名称、位置及び施設は、次のとおりとする。

(1) 名称 道の駅南相馬

(2) 位置 南相馬市原町区高見町二丁目30番地の1

(3) 施設

ア 観光交流施設

ホール 調理実習室 ギャラリー イベントプラザ ふるさと回帰支援センター

イ 物産販売施設

物産販売所 レストラン

(事業)

第3条 道の駅は、次の事業を行う。

(1) 休憩場所の提供に関する事。

(2) 南相馬市の観光・交流及び物産に関する情報の提供に関する事。

(3) 特産品等の展示及び販売に関する事。

(4) 飲食物の提供に関する事。

(5) 交流事業の企画及び実施に関する事。

(6) その他道の駅の設置の目的を達成するために必要な事業

(開業日)

第4条 道の駅の開業日は、1月1日から12月31日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開業日を変更することができる。

(開業時間)

第5条 道の駅の開業時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、指定管理者に道の駅の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第7条 市長は、指定管理者に道の駅の管理を行わせようとするときには規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、道の駅の適正な運営を確保するため市長が特に認め

たときは、この限りでない。

（指定管理者の業務の範囲）

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 道の駅の管理及び運営に関する業務
- (2) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) 利用の許可及び利用の取消しに関する業務
- (4) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収及び減免に関する業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、道の駅の管理運営上市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定の手続）

第9条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用の確保とともにサービスの向上が図れるものであること。
- (2) 道の駅の効用を最大限に発揮し、その管理に係る経費の縮減を図れるものであること。
- (3) 道の駅の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (4) その他市長が別に定める基準

（指定管理者の指定等の公告）

第10条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第14条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（協定の締結）

第11条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と道の駅の管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第12条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第14条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理運営の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による道の駅の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

（業務報告の聴取等）

第13条 市長は、道の駅の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示

を行うことができる。

(指定の取消し等)

第14条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による道の駅の管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じて、市長は、その賠償の責めを負わない。

(利用期間)

第15条 別表に掲げる利用料金を徴する施設（以下「有料施設という。」）は、規則で定める期間を超えて利用することはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(利用の許可等)

第16条 有料施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に道の駅の管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の利用の許可をしないものとする。

- (1) 道の駅における秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 道の駅の施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 道の駅の管理上支障があるとき。
- (4) その他指定管理者が適当でないと認めるとき。

(物品販売等の許可)

第17条 有料施設の利用者（以下「利用者」という。）のうち、有料施設において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) その他道の駅の目的外利用に関する行為

2 第16条第2項及び第3項の規定は、前項の許可に準用する。

(許可の手続)

第18条 第16条第1項及び前条の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

(許可の取消し等)

第19条 利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第16条第1項の規定による許可については指定管理者が、第17条の規定による許可については市長が、その許可を取り消し、又は有料施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第16条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 利用の取消しを申し出たとき。
- (3) 許可された内容と異なる利用が判明したとき、又は利用条件を遵守しなかったとき。
- (4) 偽りの内容により申請を行う等の不正な手段で許可を受けたとき。

(5) この条例や規則に違反しているとき。

- 2 前項の規定により利用者が損害を受けることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(利用料金の納付等)

第20条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

(利用料金の収入)

第21条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第22条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、収受する利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第23条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別な理由があるとき、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第24条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第25条 利用者は、有料施設の利用が終了したとき、又は第19条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復しなければならない。

- 2 利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者又は市においてこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第26条 指定管理者及び利用者は、故意又は過失により施設若しくは設備等をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第27条 指定管理者及び道の駅の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、道の駅の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても同様とする。

(市長による管理)

第28条 第4条、第5条、第15条、第16条、第18条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第26条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長が道の駅の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第4条、第5条、第15条、第16条及び第19条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第19条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第20条第1項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と、第22条及び第23条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第25条第2項中「指定管理者又は市」とあるのは「市」と、第26条中「指定管理者及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(委任)

第29条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第8条、第12条から第14条まで及び第26条から第28条までの規定は平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条、第7条及び第9条から第11条までの規定は、公布の日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

(南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正)

- 3 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（平成18年南相馬市条例第123号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和5年3月28日条例第2号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第15条、第20条関係）

道の駅南相馬利用料金

区分		利用料金					
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		(午前9時から午後1時まで)	(午後1時から午後5時まで)	(午後5時から午後9時まで)	(午前9時から午後5時まで)	(午後1時から午後9時まで)	(午前9時から午後9時まで)
観光交流施設	ホール	6,400円	6,400円	8,000円	12,800円	14,400円	20,800円
	調理実習室	2,400円	2,400円	3,000円	4,800円	5,400円	7,800円

ギャラ リー	1, 6 0 0 円	1, 6 0 0 円	2, 0 0 0 円	3, 2 0 0円	3, 6 0 0円	5, 2 0 0円
-----------	---------------	---------------	---------------	-----------	-----------	-----------

備考

- 1 利用時間は、準備及び後始末の時間を含むものとする。
- 2 利用時間を延長した場合の料金は、超過利用直前の1時間当たりの料金の100分の120に相当する額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 3 利用者が、商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって利用する場合、当該料金に100分の200に相当する額を加算する。
- 4 この表に基づいて算出した料金の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。